

大間原子力発電所
原子炉施設保安規定認可申請書
審査資料
(コメント回答)

令和2年8月11日

電源開発株式会社

コメントリスト

コメント No.	ヒアリング／審査 会合日	6/11 提出資料 該当頁	コメント内容	コメント対応	修正箇所の 本資料での 該当頁※
1	2020/6/17 (ヒア)	p. 76 (資料⑤p. 5/29)	保安教育の内容のうち③～⑤については、燃料搬入前までに実施することが読めるよう表現を見直すこと。請負会社従業員を教育の対象とする時期についての表現も同様。	「核燃料物質を発電所に搬入する前までに定める保安規定が認可され、実際に核燃料物質を発電所に搬入する前までに実施する」旨修正。 併せて、p. 74 の炉主任選任時期の表現についても修正。	7/1 ヒアリング 回答済
2	2020/6/17 (ヒア)	p. 74 (資料⑤p. 3/29)	設置の工事(燃料搬入前)段階で実施する保安教育の実施計画及び実施結果の確認を、独立性を有する電気主任・BT 主任が実施するとあるが、独立性は必要なのか。	燃料搬入以降は独立性を有する炉主任が実施する業務であることを考慮し、独立性を有する者に実施させることが適切と考え、電気主任・BT 主任に実施させることとしている。 資料の記載については、炉主任の代わりであることが明確となるよう表現を修正。	7/1 ヒアリング 回答済
3	2020/6/17 (ヒア)	p. 78 (資料⑤p. 7/29)	表 1 6 - 2 で引用している「原子炉等規制法附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄第 7 条」の「抄」を削除すること。	資料を修正。また、『大間保安規定 表 1 6 - 2 についての確認事項』（2020/7/1）の確認結果を踏まえ、「保存期間」について、実用炉規則附則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）第 5 条に基づく読み替え後の期間を記載するよう修正。	7/1, 7/8 ヒアリング 回答済
4	2020/6/17 (ヒア)	—	初装荷燃料のうち MOX 新燃料の取扱いに係る管理について、ウラン新燃料の場合との相違を踏まえて説明すること。	審査資料（資料⑤）最終頁に説明資料を新規追加。	7/29 ヒアリング 回答済
				7/29 のヒアリングコメントを踏まえ、MOX 新燃料搬入以降はウラン新燃料も水中保管になることを図 1 中に追記。また、プール水の運転上の制限について燃料装荷前までに規定することが明確になるよう表現を修正。	8/5 ヒアリング 回答済
5	2020/6/24 (ヒア)	p. 63 (資料③p. 3/3)	作業管理の「△」の意味合いを明確にすること。	資料を修正。	7/1 ヒアリング 回答済
6	2020/6/24 (ヒア)	p. 70 (資料④p. 6/6)	使用前事業者検査（溶接）について、工事実施箇所が行う使用前事業者検査（赤枠の部分）と検査実施箇所が行う使用前事業者検査（青枠の部分）の関係を明確にすること。	資料を修正。併せて関連する資料を新規作成。 注：コメント No. 7 の対応(2020/8/3, 8/5)に伴い、新規作成した資料は審査資料から削除。	7/1, 7/8 ヒアリング 回答済

コメント No.	ヒアリング／審査 会合日	6/11 提出資料 該当頁	コメント内容	コメント対応	修正箇所の 本資料での 該当頁※
7	2020/7/16 (会合)	—	使用前事業者検査として実施する溶接検査に関し、個別検査（材料検査、開先検査、溶接作業検査、非破壊検査及び耐圧検査）において、現状の体制では作業実施者が次の工程に進めるためのリリース判断を行っているため、検査の独立性が確認できないことから、先行運転炉との差異を踏まえた上で、検査の独立性及び体制を説明すること。	『原子力規制における検査制度の見直しに伴う原子炉施設保安規定認可申請について（コメント回答）』参照。別途、回答内容を審査資料（資料④）に反映予定。	7/29 ヒアリング 回答済
				7/29 のヒアリングコメントを踏まえ、検査の独立性が必要な範囲を明確にした上で保安規定の記載を再検討し、『原子力規制における検査制度の見直しに伴う原子炉施設保安規定認可申請について（コメント回答）』に反映。 併せて、回答内容を審査資料（資料④）に反映。	8/3, 8/5 ヒアリング 回答済
8	2020/7/16 (会合)	—	運転段階の原子炉では、保安委員会等に原子炉主任技術者も参画し、設置許可や設工認等の申請を出すことになっているが、建設段階の原子炉においては、その役割を電気主任技術者等に行わせるとしており、原子炉主任技術者を関与させる必要がないのか説明すること。	『原子力規制における検査制度の見直しに伴う原子炉施設保安規定認可申請について（コメント回答）』参照。別途、回答内容を審査資料（資料⑤）に反映予定。	7/29 ヒアリング 回答済
				7/29 のヒアリングコメントを踏まえ、本店の保安委員会にのみ原子炉主任技術者免状保有者を参画させることが明確になるよう、『原子力規制における検査制度の見直しに伴う原子炉施設保安規定認可申請について（コメント回答）』を修正。 併せて、回答内容を審査資料（資料⑤）に反映。	8/3, 8/5 ヒアリング 回答済
9	2020/8/3 (ヒア)	—	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務のうち「その他保安の監督に必要な職務」の例を審査資料上明確にすること。	審査資料（資料⑤）を修正。	8/5 ヒアリング 回答済
10	2020/8/3 (ヒア)	—	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会の審議事項のうち「その他委員会で定めた事項」の例を審査資料上明確にすること。	審査資料（資料⑤）を修正。	8/5 ヒアリング 回答済
				原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条第1項に基づく事故を対象とした審議は「(3) その他保安運営委員会で定めた事項」に整理していたが、8/5 のヒアリングコメントを踏まえ、他施設での事故・故障（実用炉規則第134条に基づく事故故障等及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条第1項に基づく事故）に対する未然防止処置も審議対象とすることから、「(3) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項」として明確化するよう、審査資料（資料⑤）を修正。	p. 1

コメント No.	ヒアリング／審査 会合日	6/11 提出資料 該当頁	コメント内容	コメント対応	修正箇所の 本資料での 該当頁※
11	2020/8/3 (ヒア)	—	第15条（社員への保安教育）（3）について、保安教育の内容と保安教育の実施計画の関係を踏まえ、適切な記載を検討すること。	補正対応検討リスト（案）参照。	—
12	2020/8/3 (ヒア)	—	第17条（運転を開始する前までに定めること）のタイトル及び条文柱書について、保安規定審査基準等を踏まえ、適切な記載を検討すること。	補正対応検討リスト（案）参照。	—
13	2020/8/5 (ヒア)	—	第4条「7. 6 監視測定のための設備の管理」において、“（1）組織は、「施設管理要領」に基づき、・・・”と記載しているが、施設管理要領に基づき機器等の監視測定のための設備のみを管理するよう読み取れる。品質管理基準規則では、機器等のほか個別業務の監視測定のための設備の管理も要求しているため、適切な記載に見直すこと。	『第4条（品質マネジメントシステム計画）に係るコメント回答について』及び補正対応検討リスト（案）参照。	—

※修正箇所は黄色マーカで表記している。

3. 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会の審議事項について

本店の原子炉施設保安委員会における審議事項は以下のとおりであり，具体的には二次文書「内部コミュニケーション要領」に規定する。

- (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物，系統及び機器の変更
- (2) 原子炉施設保安規定の変更
- (3) 本店の保安活動に係る規程類の制定及び改定
- (4) 保安教育実施計画の策定（第15条）に関する事項
- (5) その他保安委員会で定めた事項

なお，「(5) その他保安委員会で定めた事項」は，「設工認申請・届出に係る事項」等が該当する。

発電所の原子炉施設保安運営委員会における審議事項は以下のとおりであり，具体的には二次文書「内部コミュニケーション要領」に規定する。

- (1) 発電所の保安活動に係る規程類の制定及び改定
- (2) 保安教育実施計画の策定（第15条）に関する事項
- (3) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
- (4) その他保安運営委員会で定めた事項

なお，「(3) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項」について，設置の工事（燃料搬入前）段階における自らの施設での事故・故障としては，原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条（事故報告）第1項に基づく事故のみが審議対象となる。また，当該審議事項には，他施設での事故・故障（実用炉規則第134条に基づく事故故障等及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条第1項に基づく事故）に対する未然防止処置に関する事項も含める。